

# 吉田町 第2期地域福祉計画

支えあい、ともに暮らせるまち

平成25年3月  
吉田町



## はじめに

現在、わが国の経済情勢は、長引く景気低迷から回復の兆しが見えるものの、依然として生活に不安を抱える人はおり、生活困窮者の増加や社会的弱者に対する虐待問題など、町だけでは問題解決が難しい事柄も多くなっております。

吉田町では、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」を将来都市像として第4次吉田町総合計画を策定し、少子高齢化の進展や社会情勢などの急激な変化に対応するための施策を進め、誰もが健やかで安心して暮らせるまちを目指しております。

このような上位計画のもと、町では平成20年に「吉田町地域福祉計画」を策定し、「支えあい、共に暮らせる社会の実現」を基本理念とし、行政や地域住民が共に協力する仕組みをつくり計画を策定いたしました。

しかしながら、時間の経過とともに、地域福祉を取り巻く環境は大きく様変わりし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の発生は、地域の支えあいや絆、「地域の力」を再認識するきっかけとなりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、町の更なる地域福祉の推進を図るため、第2期地域福祉計画を策定し、「支えあい、ともに暮らせるまち」を計画の基本理念として、悩みを打ち明けやすく周囲が手を差しのべやすい社会の構築のため、行政、地域、社会福祉協議会が共に連携して地域福祉を推進してまいりたいと存じます。

最後に、この計画策定に際しまして、吉田町障害者（児）福祉推進委員会をはじめ、民生・児童委員、自治会、各種団体、社会福祉協議会等地域で活動しております団体の皆様に貴重なご意見やご提案をいただき、改めてお礼を申し上げますとともに、今後のこの計画の推進につきましても引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月



吉田町長 田村 典彦



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	位置づけ	2
4	計画期間	4
5	策定体制	4
<b>第2章</b>	<b>吉田町の現状</b>	<b>5</b>
1	人口・世帯等の状況	5
2	子どもの状況	10
3	高齢者世帯の状況	11
4	障害者の状況	12
5	外国人の状況	16
6	その他の支援が必要な人の状況	17
7	地域福祉活動の状況	17
8	第1期計画の主な取組と評価	19
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>21</b>
1	基本理念	21
2	基本目標	22
3	施策の体系	24
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>25</b>
1	ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり	25
2	だれもが安心して利用できるサービスの提供	30
3	地域福祉推進のための体制を強化する	35
4	地域で安心して暮らせるまちをつくる	40
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>47</b>
1	計画の普及・啓発	47
2	障害者（児）福祉推進委員会における推進	47
3	社会福祉協議会との連携強化	47
<b>参考資料</b>		<b>48</b>
1	吉田町障害者(児)福祉推進委員会設置要綱	48
2	吉田町障害者(児)福祉推進委員会名簿	50
3	用語解説	51





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の到来、家族形態の変化などにより、住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化している中で、吉田町（以下、本町という。）では、平成20年に「吉田町地域福祉計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、『支えあい、ともに暮らせる社会の実現』を基本理念とし、自助（住民自身の努力）・共助（地域住民の助けあい）・公助（行政、社会福祉協議会等によるサービス提供）・協働（住民と行政等がそれぞれの特長を生かした福祉の推進）をキーワードに地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、その後も、全国的に少子高齢化が進む中、本町においても全国同様に高齢化は進んでいます。さらにリーマンショックをきっかけとする経済情勢の悪化による生活困窮者の増加、年代を問わず社会とつながりを失った人の孤立、弱者に対する虐待など問題が複雑多様化しています。

こうした社会情勢において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命・財産が奪われました。この災害では、最前線で災害対応を実施すべき行政も甚大な被害を受け、本来の行政機能に支障が生じ、結果として、支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになりました。

一方、被災者の方々の冷静かつ忍耐力にあふれた行動や全国からのボランティアなどの多くの人々の献身的な支援を通じて、地域の支えあいや他人を思いやる心の重要性を再認識することができました。

本町においては、巨大津波を目の当たりにし、平成24年度から「津波防災まちづくり元年」として様々な防災対策に取り組んでいますが、防災対策と合わせ、地域での支えあいによる地域福祉の充実が一層求められます。

こうした第1期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第2期地域福祉計画を策定しました。身近な地域で安心していきいきと暮らせるよう、『支えあい、ともに暮らせる社会の実現』をめざし、地域福祉を推進します。



## 2 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者に対する虐待や、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における関わりを深め、支援を必要とする人を、地域の中で支えていくことが求められます。地域の問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本に、行政による支援や民間事業者を含めた支援をあわせた重層的な協働の取組が地域福祉です。

## 3 位置づけ

### (1) 関連法令

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

や昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（要援護者情報の把握・共有及び安否確認、高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応等）を加えて、地域福祉を推進するための基本理念及び指針を定めるものです。

### (2) 関連計画

また、本計画は吉田町総合計画を上位計画とし、高齢者、障害のある人、児童などを対象ごとに分野別の計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画・食育推進計画」を内含し、地域福祉の視点から総合化したのもで、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から町民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、交通、教育、消費生活などの他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

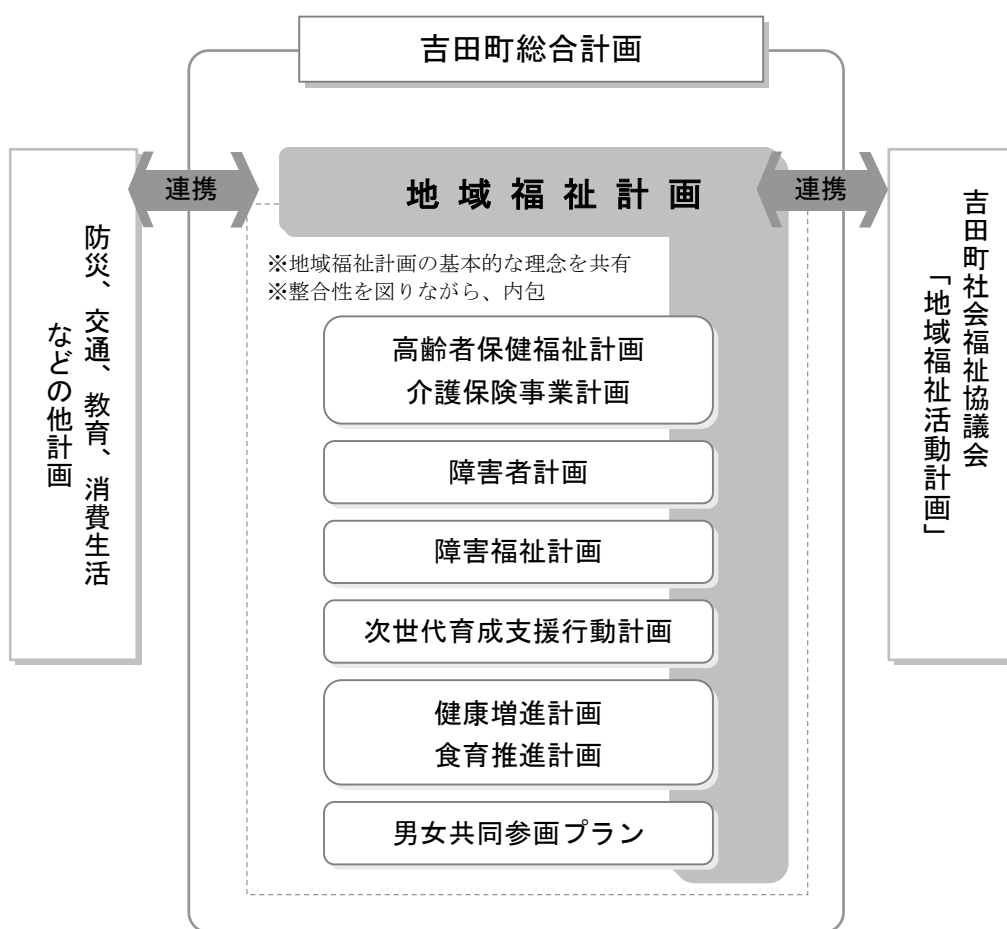




### (3) 吉田町社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との関係

本計画の実行には、吉田町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の取組が欠かせません。地域福祉活動計画は、地域住民の立場から「地域福祉」を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画になります。地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し、「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」とが、相互に連携して進めていけるよう整合を図りながら本計画を策定します。

図 地域福祉計画の位置づけ

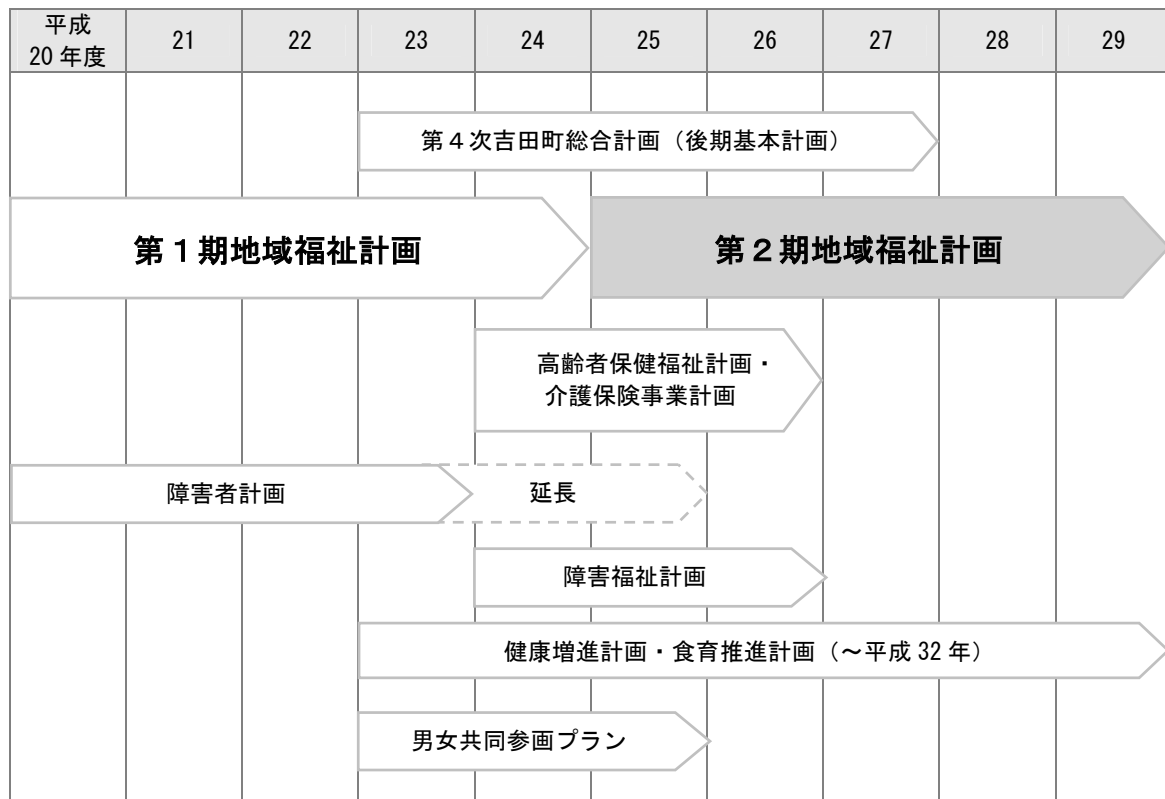


## 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や関連計画との整合を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行います。

図 地域福祉計画の計画期間



## 5 策定体制

本計画の策定にあたっては、民生・児童委員、障害者団体の代表者、福祉施設の代表者等で構成する吉田町障害者(児)福祉推進委員会を 2 回開催し、意見をいただきました。

また、町民の意見を幅広く伺うため、自治会や社会福祉協議会等、地域で活動する 10 団体とのヒアリング調査やパブリックコメントを実施しました。



# 第2章

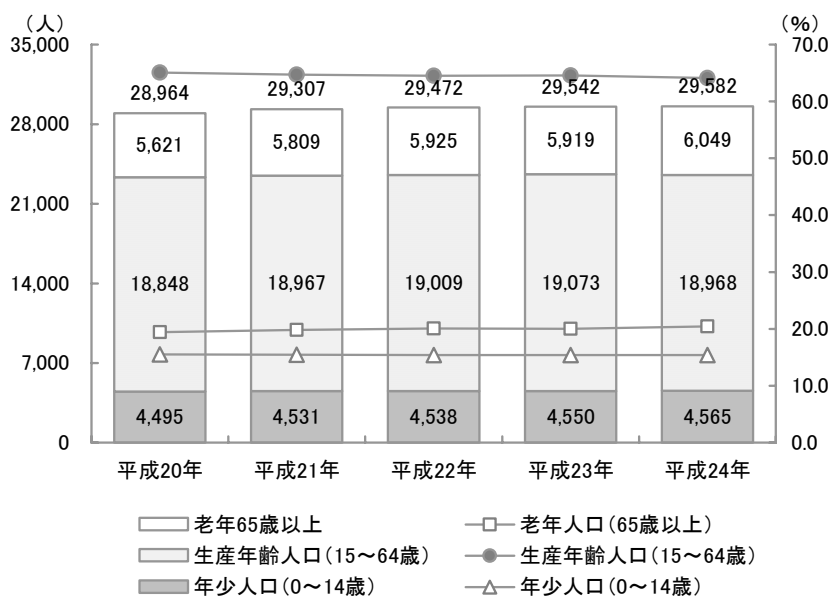
# 吉田町の現状

## 1 人口・世帯等の状況

### ① 人口の推移

吉田町の人口は、微増傾向にあり、平成24年では、29,582人となっています。人口3区分では、年少人口、生産年齢人口はほぼ横ばいで推移していますが、老年人口は年々増加しています。

図 人口の推移



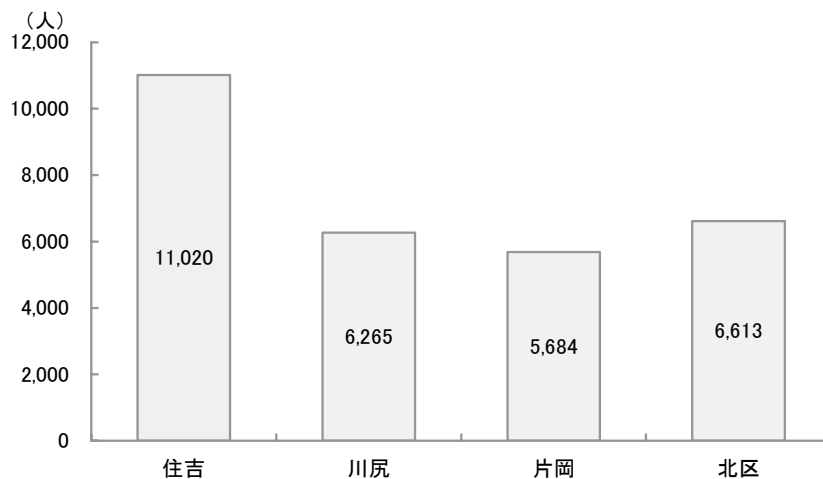
資料：町民課（各年3月31日現在）



## ② 地区別人口の推移

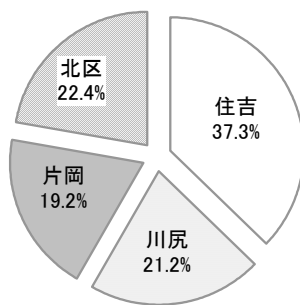
地区別人口をみると、最も人口の多い地区は住吉で 11,020 人となっており、総人口の 37.3%を占めています。人口の増加率では、片岡で最も高く 109.0%となっています。

図 地区別人口



資料：町民課（平成 24 年 3 月 31 日現在）

図 地区人口の割合



資料：町民課（平成 24 年 3 月 31 日）

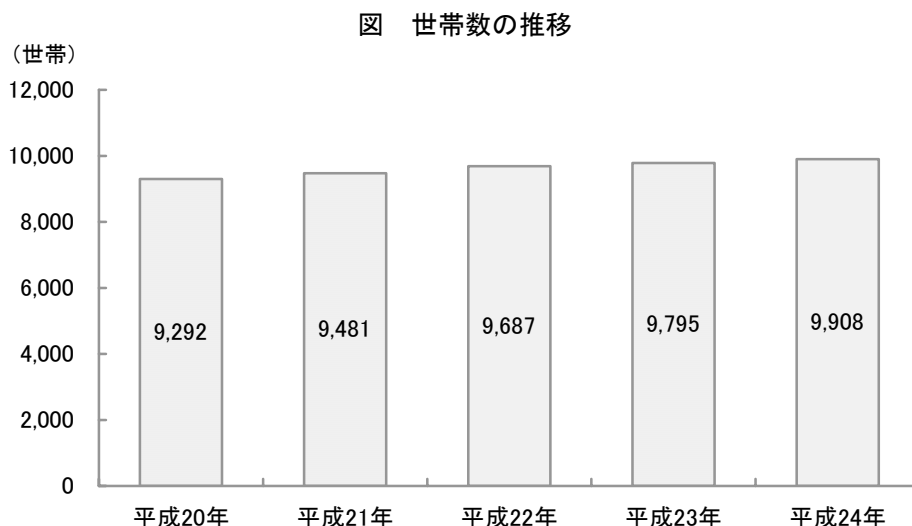
表 地区別人口の推移

地区名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	単位：人
						増加率 (H20/H24)
住吉	11,037	11,107	11,139	11,130	11,020	99.8%
川尻	6,280	6,312	6,312	6,287	6,265	99.8%
片岡	5,216	5,473	5,561	5,609	5,684	109.0%
北区	6,431	6,415	6,460	6,516	6,613	102.8%
合計	28,964	29,307	29,472	29,542	29,582	102.1%

資料：町民課（各年 3 月 31 日現在）

### ③ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、微増傾向にあり、平成24年で9,908世帯となっています。家族構成別の世帯数の推移をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加しており、1世帯あたりの世帯人員が減少しています。



資料：町民課（各年3月31日現在）

表 家族構成別世帯数の推移

単位：世帯

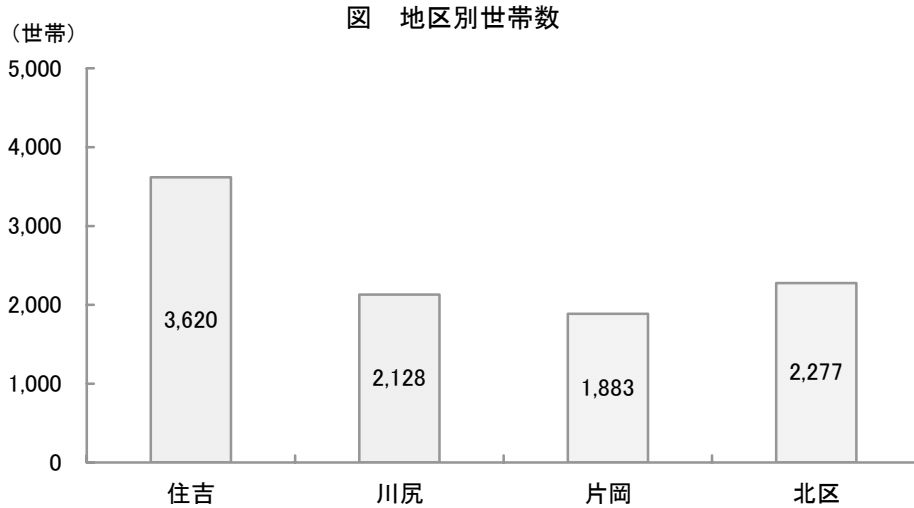
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	7,505 100.0%	8,269 100.0%	9,161 100.0%	10,248 99.2%
単独世帯	1,124 15.0%	1,344 16.6%	1,861 20.3%	2,528 24.7%
核家族世帯	4,036 53.8%	4,603 55.7%	5,029 54.9%	5,450 53.2%
夫婦のみ世帯	988 24.5%	1,276 27.7%	1,392 27.7%	1,610 29.5%
夫婦と子からなる世帯	2,594 64.3%	2,740 59.5%	2,944 58.5%	3,014 55.3%
片親と子からなる世帯	454 11.2%	587 12.8%	693 13.8%	826 15.2%
その他の親族世帯	2,326 31.0%	2,298 27.8%	2,231 24.4%	2,097 20.5%
非親族世帯	19 0.3%	24 0.3%	40 0.4%	93 0.9%
1世帯あたりの親族人員	3.52人	3.31人	3.09人	2.88人

資料：国勢調査

#### ④ 地区別世帯数

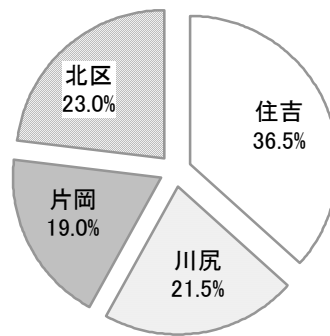
平成 24 年の地区別世帯数をみると、住吉で最も多く 3,620 世帯となっており、全世帯の 36.5%を占めています。

地区別世帯数の推移をみると片岡で最も増加率が高くなっています。



資料：町民課（平成 24 年 3 月 31 日現在）

図 地区世帯数の割合



資料：町民課（平成 24 年 3 月 31 日現在）

表 地区別世帯数の推移

単位：世帯

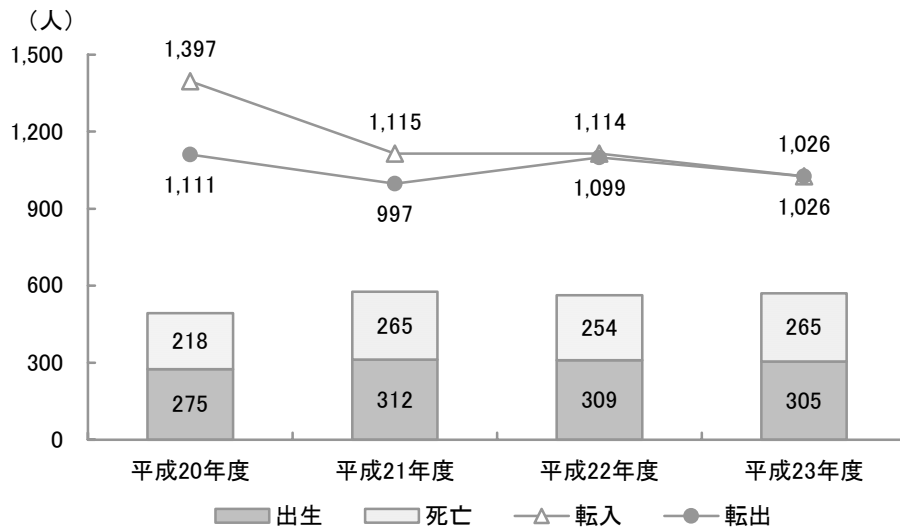
地区名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	増加率 (H20/H24)
住吉	3,437	3,488	3,596	3,613	3,620	105.3%
川尻	2,020	2,057	2,077	2,103	2,128	105.3%
片岡	1,720	1,813	1,854	1,861	1,883	109.5%
北区	2,115	2,123	2,160	2,218	2,277	107.7%
合計	9,292	9,481	9,687	9,795	9,908	106.6%

資料：町民課（各年 3 月 31 日現在）

### ⑤ 人口動態

平成 20 年以降、転入者数と転出者数の差が小さくなっており、平成 23 年では転入者、転出者ともに 1,026 人となっています。

図 人口動態



資料：町民課（各年度 3 月 31 日）

## 2 子どもの状況

### ① 児童・生徒数

児童・生徒数の推移をみるとほぼ横ばいで推移しています。

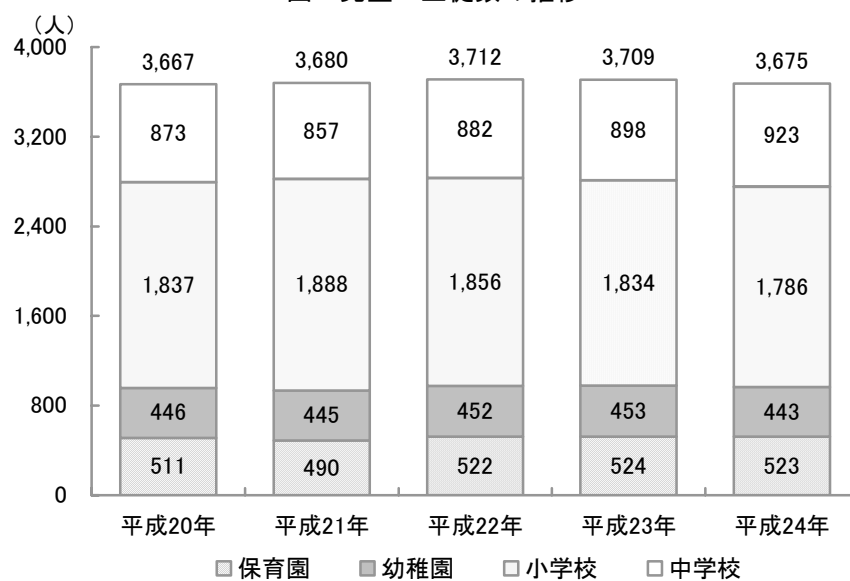
表 児童・生徒数の推移

単位：人

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
保育園	男	286	266	296	285	274
	女	225	224	226	239	249
	計	511	490	522	524	523
幼稚園	男	234	231	236	234	230
	女	212	214	216	219	213
	計	446	445	452	453	443
小学校	男	929	973	936	943	916
	女	908	915	920	891	870
	計	1,837	1,888	1,856	1,834	1,786
中学校	男	449	439	468	456	477
	女	424	418	414	442	446
	計	873	857	882	898	923
総数		3,667	3,680	3,712	3,709	3,675

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

図 児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）



### 3 高齢者世帯の状況

#### ① 高齢者世帯の状況

65歳以上高齢者の数は、年々増加しています。そのうち高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が占める割合は、平成24年では高齢者世帯が30.2%、ひとり暮らし世帯が9.2%となっています。

表 高齢者世帯の状況

単位：人、世帯

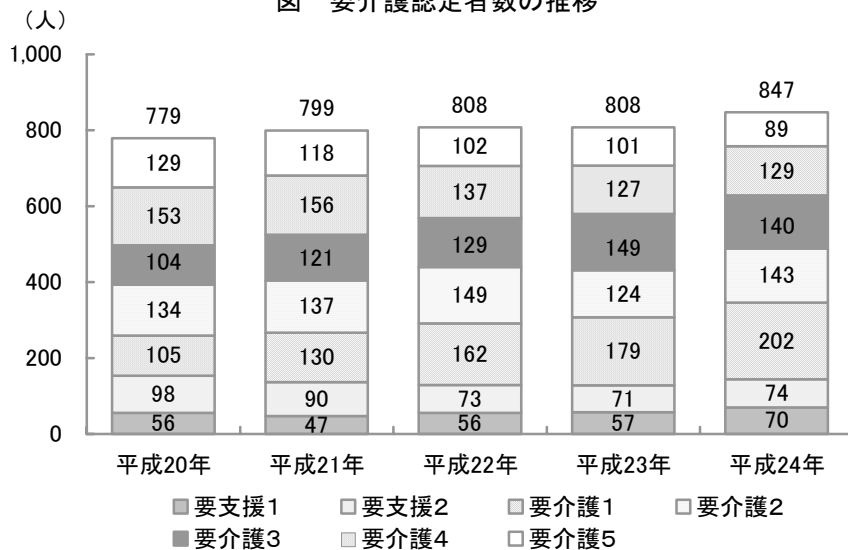
	65歳以上高齢者			高齢者世帯	ひとり暮らし世帯
	男	女	計	高齢者世帯数	ひとり暮らし世帯数
			総人口比	65歳以上人口比	65歳以上人口比
平成20年	2,429	3,192	5,621 19.4%	1,405 25.0%	370 6.6%
平成21年	2,494	3,315	5,809 19.8%	1,605 27.6%	437 7.5%
平成22年	2,552	3,373	5,925 20.1%	1,707 28.8%	507 8.6%
平成23年	2,529	3,390	5,919 20.0%	1,712 28.9%	494 8.3%
平成24年	2,591	3,458	6,049 20.4%	1,829 30.2%	557 9.2%

資料：高齢者支援課（各年3月31日）

#### ② 要介護認定の状況

要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は年々増加しており、平成24年では847人となっています。

図 要介護認定者数の推移



資料：平成20年～平成23年：高齢者支援課「介護保険事業状況報告（年報）」各年度末  
平成24年：高齢者支援課「介護保険事業状況報告（月報（11月）」

## 4 障害者の状況

### ① 障害者人口の推移

障害者人口をみると、全体では、ほぼ横ばいで推移しています。療育手帳交付数、精神保健福祉手帳交付数は年々、増加しています。

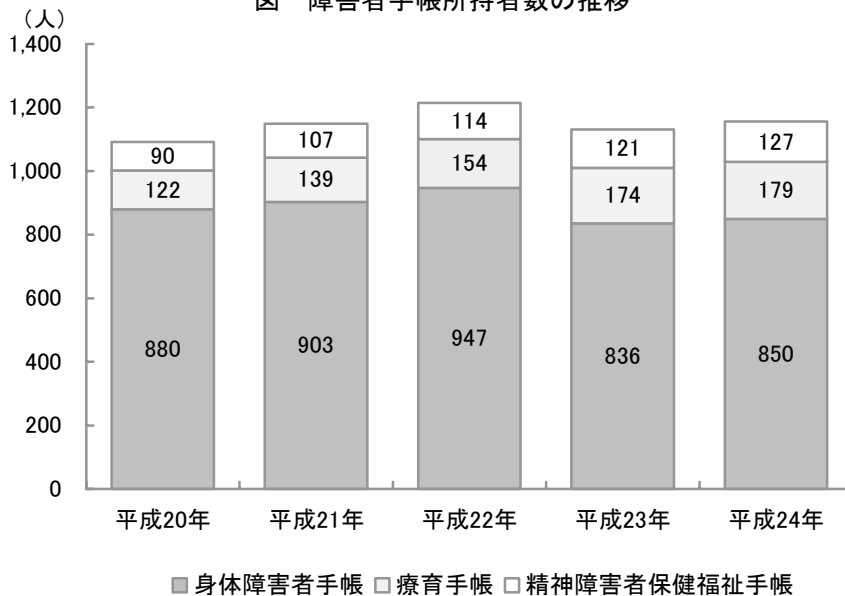
表 障害者人口の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口	28,964	29,307	29,472	29,542	29,582
障害者総数	1,092	1,149	1,215	1,131	1,156
人口比	3.8%	3.9%	4.1%	3.8%	3.9%
身体障害者手帳所持者数	880	903	947	836	850
療育手帳所持者数	122	139	154	174	179
精神障害者保健福祉手帳所持者数	90	107	114	121	127

資料：社会福祉課（各年3月31日）

図 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日）

## ② 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を障害種別にみると、視覚障害、肢体不自由が減少しています。等級別にみると、1級が増加しており、平成24年では306人となっています。障害種別、等級別にみると、内部障害の1級がもっとも多く166人となっています。

表 身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
視覚障害	58	58	61	48	49
聴覚・平衡機能障害	44	46	50	43	41
音声・言語・そしゃく機能障害	8	7	7	6	7
肢体不自由	521	535	552	493	495
内部障害	249	257	277	246	258
合計	880	903	947	836	850

資料：社会福祉課（各年3月31日）

表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1級	235	242	258	244	306
2級	157	162	163	133	99
3級	150	159	166	145	130
4級	213	216	230	207	210
5級	79	77	80	65	62
6級	46	47	50	42	43
合計	880	903	947	836	850

資料：社会福祉課（各年3月31日）

表 身体障害者手帳所持者数（障害種別、等級別）の推移（平成24年）

単位：人

	等級別						
	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	49	19	14	3	1	9	3
聴覚・平衡機能障害	41	3	7	1	12	0	18
音声・言語・そしゃく機能障害	7	0	0	2	4		
肢体不自由	495	118	77	88	138	53	21
内部障害	258	166	1	36	55		
合計	850	306	99	130	210	62	43

資料：社会福祉課

### ③ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を等級別にみると、A、Bともに増加傾向がみられます。

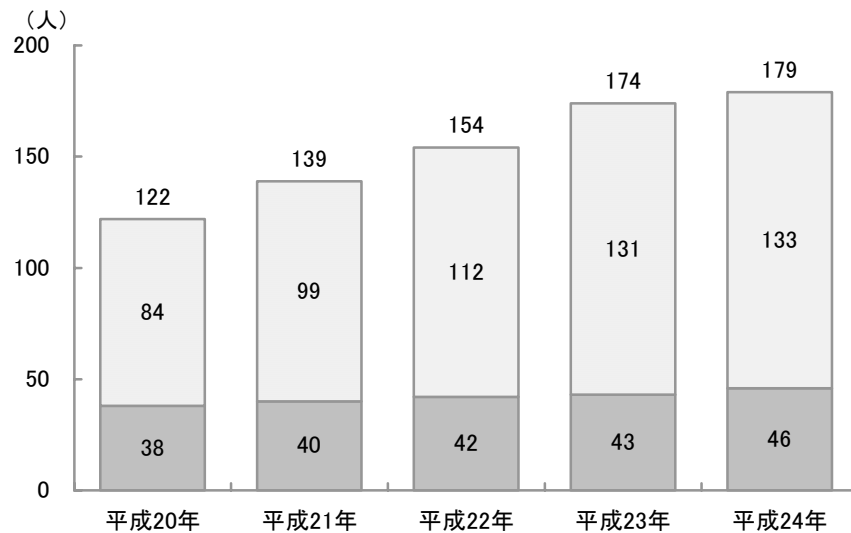
表 療育手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
A	38	40	42	43	46
B	84	99	112	131	133
合計	122	139	154	174	179

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日）

図 療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日）

#### ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、2級が年々増加しています。

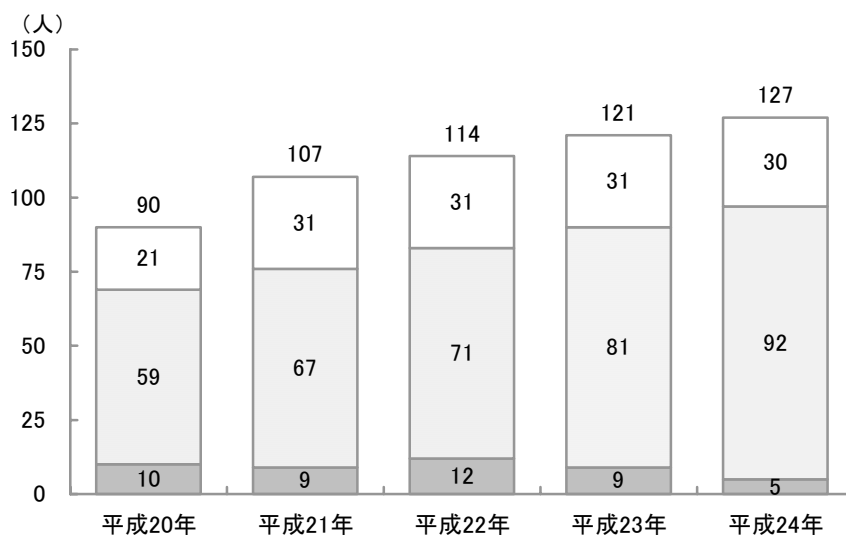
表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
1級	10	9	12	9	5
2級	59	67	71	81	92
3級	21	31	31	31	30
合計	90	107	114	121	127

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日）

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



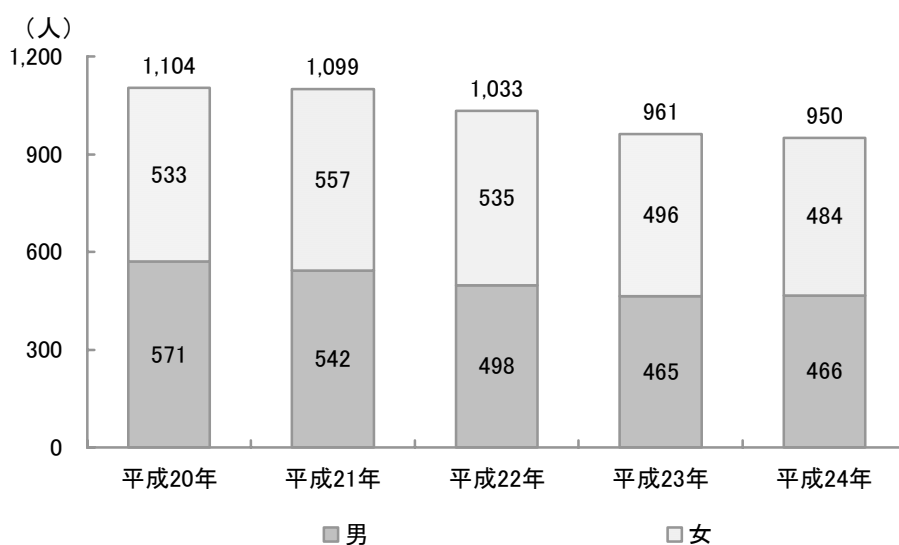
資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日）

## 5 外国人の状況

### ① 外国人登録人口

外国人登録人口は年々減少しており、平成24年では950人となっています。

図 外国人登録人口の推移



資料：町民課（各年3月31日現在）

表 外国人登録人口の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
アルゼンチン	17	21	16	24	17
ブラジル	337	326	288	278	255
中国	285	289	271	279	275
インドネシア	22	19	14	13	20
韓国	11	10	11	13	15
ペルー	135	131	117	89	85
フィリピン	253	263	263	214	230
タイ	6	12	15	13	12
その他	38	28	38	38	41
総計	1,104	1,099	1,033	961	950

資料：町民課（各年3月31日現在）

## 6 その他の支援が必要な人の状況

### ① 生活保護世帯の人数

生活保護世帯・人数の推移をみると、世帯数、人数ともに年々増加しています。

表 生活保護世帯・人数の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保護世帯数(世帯)	17	29	40	52
被保護人数(人)	25	39	63	73
保護率(パーミル)	42	68	103	125

資料：社会福祉課

## 7 地域福祉活動の状況

### ① さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

さわやかクラブ（老人クラブ）の数は横ばいで推移していますが、会員数、加入率は年々減少しています。

表 さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
クラブ数(団体)	25	25	25	25	25
会員数(人)	1,709	1,705	1,666	1,643	1,610
60 歳以上人口(人)	7,431	7,779	8,014	8,212	8,366
加入率(%)	23.0%	21.9%	20.8%	20.0%	19.2%

資料：高齢者支援課（各年 4 月 1 日）



## ② 社会福祉団体の状況（平成 24 年）

町内の社会福祉団体は 7 団体となっており、さわやかクラブ連合会の会員数が 1,610 人と最も多くなっています。

表 社会福祉団体の状況（平成 24 年）

単位：人

名称	会員数
吉田町身体障害者福祉会	280
〃 母子寡婦福祉会	24
〃 手をつなぐ育成会	31
〃 遺族会	462
〃 さわやかクラブ連合会	1,610
〃 精神保健福祉会秋桜	20
榛南断酒会吉田支部	8

資料：吉田町社会福祉協議会

## ③ 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員の数は、横ばいで推移しており、一人当たり担当世帯数は年々増加しています。

表 民生委員・児童委員数の推移

単位：人

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
男性	22	22	24	24	24
女性	28	28	26	26	26
合計	50	50	50	50	50
一人当たり担当世帯数(世帯)	189.6	193.7	195.9	198.2	209.9

資料：社会福祉課

## ④ 分野別ボランティア登録団体数（平成 24 年度）

平成 24 年 11 月時点において、吉田町のボランティア連絡協議会に登録している団体は 12 団体、約 455 人となっています。いきいきサロン、地域教育などその他の団体は 31 団体となっています。





## ⑤ 町内で活躍するNPO法人数

町内で活躍するNPO法人数は、平成22年から5団体となっています。

表 町内で活躍するNPO法人数の推移

単位：団体

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
活動団体数	4	4	5	5	5

資料：企画課（各年3月31日）

## 8 第1期計画の主な取組と評価

### （1）ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

リーフレットや講演会の実施、ふれあい広場の機会により、地域福祉等に関わる啓発広報活動を行ってきました。また、施設の訪問活動や疑似体験、交流会、ボランティア活動など、福祉学習を進めながら、子どもの福祉への理解や優しい気持ちや思いやりのところを育むことができます。

引き続き、こうした啓発活動や福祉教育を進めていくことが大切です。

### （2）だれもが安心して利用できるサービスの提供

手帳交付の窓口で当事者団体の情報の提供、外国人への対応、職員に取り次ぐサポーターを配置するなど、窓口案内の充実に努めるとともに、これまでの広報よしだやホームページだけでなく、FM島田を利用し、福祉サービスの情報を発信するなど多様な手段で情報を届ける仕組みの充実に努めています。

福祉に関わる法律や制度が大きく変化する中、支援を必要とする人に対して、適切に情報が届き、適切に福祉サービスが利用できるよう、今後も、相談体制の強化・充実を図っていく必要があります。



### (3) 地域福祉推進のための体制をつくる

自治会・町内会や民生委員・児童委員等の協力により、災害時要援護者支援者台帳の案内と、年に一度の台帳のデータ更新を行うなど、災害時要援護者の把握を行っています。引き続き、災害時要援護者の把握を行うとともに、地域での見守り等の体制の強化を図る必要があります。

また、定年退職等により、団塊の世代が地域と関わる機会が増える中、こうした人の活力が地域福祉の担い手として期待されます。そのため、地域活動をはじめ、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。

### (4) 地域で安心して暮らせるまちをつくる

外出・移動支援として、ボランティアによる高齢者の移動支援を行ったり、安全・安心な環境整備のため、町営住宅に手すりを設置するなどバリアフリー化に努めるなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行ってきました。

今後は、さらに高齢化率の上昇によるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害のある人などの増加が考えられるため、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めることが求められます。

また、東日本大震災の発生により、防災意識が高まる中、本町においても津波対策を喫緊の課題として取り組んでいるところであり、地域における防災や防犯活動を充実していくことが望まれます。





## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、吉田町に暮らすすべての人が、地域の中で障害の有無や年齢に関係なく、その人らしい日常を送ることができ、生涯、安心して暮らせるような地域社会を目指しています。第1期計画においても、同じ地域とともに暮らす人々を理解しあう中で、支えあいながらいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような町を実現するために、「支えあい、ともに暮らせるまち」を計画の基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

第1期計画の策定から5年を経た現在、東日本大震災の発生など社会情勢が大きく変化するなか、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。この状況下において、地域の課題解決を図るためには、第1期計画以上に地域の力が重要となり、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「支えあい、ともに暮らせるまち」を進めるという第1期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実をめざします。

#### 計画の基本理念

## 支えあい、ともに暮らせるまち



## 2 基本目標

「支えあい、ともに暮らせるまち」の実現をめざし、本計画の基本目標を次のように設定します。

### 基本目標 1

ともに支えあう、  
住民参加による福祉の  
まちづくり

地域福祉を推進するためには、基本理念にもある「支えあい」の意識を高めることが大切です。そのため、様々な機会を通じて地域福祉に関する啓発を行います。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代での交流を通じ、地域で支えあう地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支えあい活動へのきっかけづくりを行います。

### 基本目標 2

だれもが安心して利用  
できるサービスの提供

多様化する生活課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、身近で相談できる体制の充実を図るとともに、社会的な問題にもなっている、児童や高齢者、障害のある人への虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化します。

また、子育て中の人、高齢者、障害のある人、外国人など支援を必要とする人が、適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実努めます。



### 基本目標 3

#### 地域福祉推進のための 体制を強化する

高齢者や障害のある人をはじめとするあらゆる町民が生きがいをもって社会参加し、地域において支えあう地域福祉のしくみを強化します。

また、地域における様々なニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ、関係団体・機関との連携を強化し、地域福祉の推進体制を強化します。

### 基本目標 4

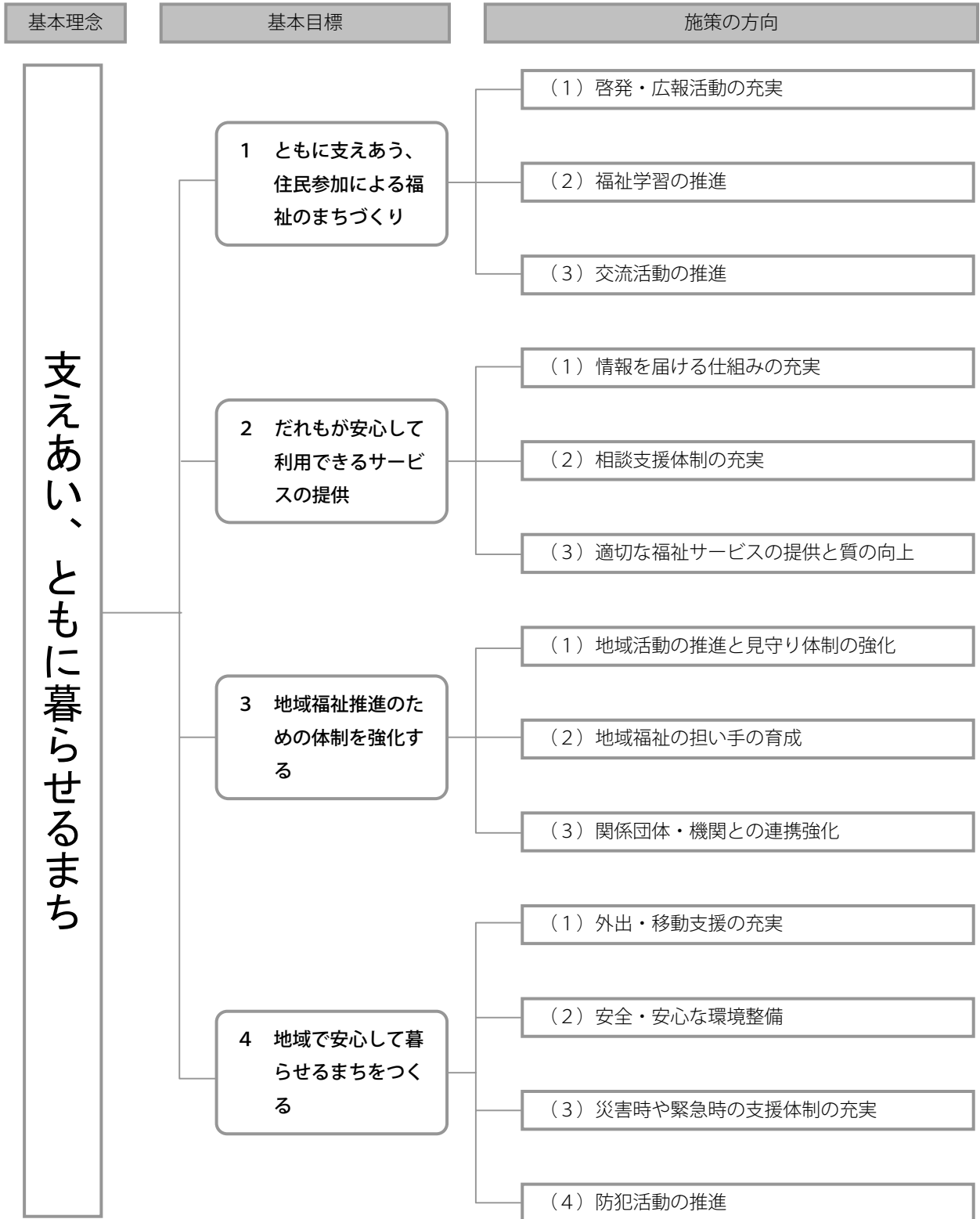
#### 地域で安心して暮らせる まちをつくる

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが地域で安心して暮らしていくため、互いに人格と個別を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができるよう、ソフト・ハード面からの環境を整えるとともに、地域における防犯活動を推進します。

また、東日本大震災の発生により、今まで以上に防災に関する意識は高まっています。津波対策をはじめとする防災対策や、災害時や緊急時の地域における支援体制の強化を図ります。



### 3 施策の体系





## 第4章

# 施策の展開

本章では、基本理念「支えあい、ともに暮らせるまち」の実現に向け、基本目標ごとに施策の方向を定め、具体的な取組について展開します。

地域福祉を推進するためには、住民、地域や行政の協働による推進が重要です。そのため、第4章では自助（住民自身の努力）・共助（地域住民や関係団体による助けあい）として「住民・地域の取組み」、公助（町による公的サービスの提供）として「町の取組」を整理します。

### 1 とともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

#### (1) 啓発・広報活動の充実

##### 【現状と課題】

近年、高齢者や障害のある人に対する理解は、深まってきています。平成23年に障害者基本法が改正され、「差別の禁止」についても記載されましたが、依然として障害のある人が理解されていないと感じる場面も少なくない状況となっています。

今後、高齢化がますます進み、支援を必要とする人が増えると予測される中、引き続き、地域福祉に関わる啓発・広報活動を行う必要があります。

##### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 地域福祉の底辺を広めること、高齢者や障害のある人に対する理解を深めることを進めてほしい。
- 障害を理解するために、障害のある人と触れあい、「心のバリアフリー」を進めてほしい。
- 障害のある人や高齢者等、町の実態をもっと知ってほしい。広報活動を今以上に充実させ、高齢者や障害のある人が暮らしやすいと思える町（環境）づくりを考えてほしい。



## 【取組の方向】

助けあい、支えあいの意識を高めるため、多様な媒体やイベント等の機会を通じて、地域福祉に関わる意識啓発や広報活動を進めます。

## 【町の取組】

施策	内容	担当
広報よしだなどを活用した意識啓発、広報活動	広報よしだなど、多様な媒体を活用し、地域福祉に関する取組事例の紹介や意識啓発、広報活動を行う。	社会福祉課 高齢者支援課
「吉田町民福祉の日」における意識啓発	「吉田町民福祉の日」に開催する「ふれあい広場」の機会を捉え、意識啓発を行う。	社会福祉課
人権啓発事業の推進	人権教育に関する講演会の開催や人権啓発パンフレットの作成、配布を通じて、差別のない社会の実現を図る。	社会福祉課 教育委員会事務局
神戸西会館の活用による人権課題に対する理解	講座や各種サークル活動を通じて、教養・文化の向上や地域内外の住民の交流を図るとともに、仲間づくりと連帯感や協調性を高め、人権課題に対する理解の促進する。	社会福祉課
男女共同参画の推進	固定的な役割意識を解消し、性別にかかわらず、地域活動、育児、介護、さらに行政運営や政策・方針決定の場などあらゆる分野に参画していく男女共同参画社会の視点に立った地域福祉の推進を図る。	企画課

## 【住民・地域の取組】

- 日ごろから、福祉に関する情報を意識しましょう。
- 地域には様々な人が住んでいることを理解し、お互いの人権を尊重しましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- 社会福祉協議会では、「社協だより」、「センターだより」等を通じて、福祉に関する情報提供を行います。
- 社会福祉協議会では、講演会等の開催により、地域福祉に関する啓発を行います。





## (2) 福祉学習の推進

### 【現状と課題】

地域福祉活動を推進するためには、子どものころからの福祉学習が重要です。本町では、小中学校において福祉学習を行い、思いやりのところや支えあい意識を高めてきました。ヒアリング調査や障害者（児）福祉推進委員会（以下、委員会という。）においても、「子どものころからの福祉学習を行うことで、地域福祉の裾野を広げることができる。」といった意見もあり、引き続き、福祉学習を推進することが求められています。

#### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 福祉施設等への訪問機会を増やしてほしい。
- 高齢者や障害のある人との交流等、体験活動が行われており、引き続き体験活動を実施してほしい。
- 子どものころから、福祉にふれあう場面をつくるのが大切である。

### 【取組の方向】

子どものころから、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進します。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
小中学生の福祉体験活動	児童・生徒に対して、福祉のこころを育むため、夏休み等を利用した福祉体験活動を実施する。	教育委員会事務局
小中学校における福祉学習の推進	小中学校において、社会福祉協議会や福祉関連事業所等と連携しながら、福祉施設への訪問や、福祉疑似体験を通して、福祉への関心を高める。	教育委員会事務局



## 【住民・地域の取組】

- 家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家庭で参加しましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- 社会福祉協議会では、福祉のこころを育むため、地域や学校での出前福祉講座等を開催するとともに、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れます。

## (3) 交流活動の推進

### 【現状と課題】

交流活動を通じて、お互いを理解しあう気持ちを育むことができます。

本町では、あつまリーナや中央児童館、健康福祉センター（はあとふる）、さゆり保育園などの福祉施設が集積しており、こうした施設を活かしながら、多世代交流や障害のある人との交流できる機会をより一層充実していく必要があります。

また、地域においては、地域教育推進協議会やサロン活動等が行われており、こうした地域における交流活動の充実が大切です。

### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 障害について理解するため、交流を深めていきたい。
- 各団体と交流を深め、勉強会を行う。
- 身近な地域で、自由に話し合える場所があるとよい。
- 各地区の会館を活用しながら、地域の交流ができるとよい。
- 民生委員・児童委員の現役・OB等によるサロン活動を開催しており、参加者が増えている。こうした活動を支援・広報をし、住民参加による福祉のまちづくりを進めてほしい。



### 【取組の方向】

子どもや高齢者、障害のある人、地域の人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援します。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
地域教育推進事業による交流促進	「地域の大人が地域の子どものを育む」地域教育推進事業の意義を広めるとともに、地域における子どもたちの様々な体験を通じたふれあいの機会を充実する。 また、事業に参加する地域のボランティアによる自主的な活動を支援する。	教育委員会事務局
高齢者や障害のある人との交流機会の充実	あつまりーナを活用しながら障害、年代を問わず、地域住民や関係団体等との交流の機会を設ける。	社会福祉課

### 【住民・地域の取組】

- 交流の機会に積極的に参加しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。



## 2 だれもが安心して利用できるサービスの提供

### (1) 情報を届ける仕組みの充実

#### 【現状と課題】

近年、高齢者や障害のある人に関わる法律や制度が大きく変わる中で、福祉サービスに係る情報提供は特に重要となっています。高齢者や障害のある人、子育て中の家庭等、支援を必要とする人に適切に情報が周知できるよう、本町では、広報よしだやホームページ、FM島田等、様々な機会や媒体を通じた情報提供を行っていますが、引き続き、積極的な情報提供を行っていくことが求められます。

#### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 広報や社協だより等が情報源であり、福祉サービスや地域活動について、広報等に掲載し、PRする。
- 福祉サービスの情報が少ない。パンフレットやチラシ等、誰もが簡単に手にすることができればよい。
- 各種福祉サービスの情報を今以上に広報し、住民の認知を深める。

#### 【取組の方向】

支援を必要とする人に適切に情報が届くよう、役場内における窓口案内の充実を図るとともに、様々な媒体を活用し情報提供を行います。



## 【町の取組】

施策	内容	担当
役場内における窓口案内の充実	職員に取り次ぐサポーターの配置や外国人に対応した案内を行うなど、窓口案内の充実を図る。	関係各課
福祉に関わる情報提供の充実	広報よしだやホームページ、FM島田等、様々な媒体を活用し、福祉に関わる情報を発信する。	社会福祉課 高齢者支援課
当事者団体等への情報提供の充実	当事者団体等に対する情報提供や出前講座等を行う。	社会福祉課

## 【住民・地域の取組】

- 自ら情報を取得するようにしましょう。
- 情報を取得するために、いろいろな手段を活用しましょう。

## （２）相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

本町では、地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員をはじめ、障害者相談員、家庭相談員や地域包括支援センターなどがありますが、周知されていないことが考えられるため、相談窓口の周知を図っていく必要があります。

また、高齢、障害、子育て等の問題が複雑・多様化する場合があります、委員会においては、「ライフステージの切れ目のない相談体制を強化してほしい。」といった意見もあり、関係機関との連携を強化しながら相談体制を強化することが求められています。

さらに、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されており、虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化していくことが大切です。



### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 自分の地域の民生委員・児童委員を知っている人が少ないと思う。
- 言葉としては民生委員・児童委員が一番耳にする身近な存在だが、活動の中身については、なかなか理解されていないと思う。
- 支援を必要とする人が、一生を通じて支援されるよう、ライフステージの切れ目のない相談体制を強化してほしい。

### 【取組の方向】

相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談支援体制の強化を図ります。  
また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
相談窓口の充実	福祉保健に関する相談をはじめ、あらゆる相談に迅速・丁寧に応じる。また、町の窓口で相談を受け、次につなげていくなど、相談窓口のワンストップ化を図り、分かりやすさを向上させ、安心してサービスを利用できるようにする。 また、社会福祉協議会や福祉関連事業所等の関係機関と連携し、相談体制の強化を図る。	関係各課
民生委員・児童委員の活動の充実	町民の福祉増進を図る民生委員・児童委員協議会活動の充実を図る。 また、広報よしだやホームページ、FM島田、イベントの機会等、様々な媒体を通じて、身近な相談者である民生委員・児童委員に関する周知を図る。	社会福祉課
障害者相談員の配置	障害のある人やその保護者の将来への不安の軽減を目的に、社会参加や自立に向けて適切な指導相談を行う。	社会福祉課

施策	内容	担当
虐待防止事業の充実	児童、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のため関係機関と連携し、早期発見、早期解決に努める。	社会福祉課 高齢者支援課
権利擁護事業の充実	成年後見制度及び日常生活自立支援事業に関する周知を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、利用促進を図る。	社会福祉課 高齢者支援課

### 【住民・地域の取組】

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう。
- 身近に困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- 虐待の可能性のある家庭を発見した場合は町や民生委員・児童委員に通報しましょう。
- 社会福祉協議会では、町等と連携し相談支援体制を強化します。

## (3) 適切な福祉サービスの提供と質の向上

### 【現状と課題】

本町では、ひとり親家庭や生活保護世帯が増加するなど、支援を必要とする人が多くなってきており、引き続き、地域で自立した生活を送れるよう、必要な人に必要なサービスが提供していくことが求められます。必要に応じて、サービスの見直しを行い、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにしていくことが大切です。

また、より良いサービス提供を行うために、研修等を通じて、職員の資質の向上を図り、サービス提供の充実に努める必要があります。

### 【取組の方向】

支援を必要とする人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。



### 【町の取組】

施策	内容	担当
福祉サービスの適切な提供	各種福祉サービスが、支援を必要とする人に適切に届くよう、内容の見直し等を行う。 また、支援が必要な人のライフステージにおいて、切れ目のない支援を行う。	社会福祉課 高齢者支援課
福祉に関わる職員の資質の向上	福祉に関わる職員に対する研修や講習会等への参加促進を行い、福祉サービスを提供する職員の資質の向上に努める。	社会福祉課 高齢者支援課
サービスの質の向上	実務者会議等を通じて、困難事例やサービスに対するニーズ等について、情報を共有しサービスの質の向上に努める。	社会福祉課 高齢者支援課

### 【住民・地域の取組】

- 自分にあった福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。
- 社会福祉協議会では、住民が福祉サービスを利用しやすいよう、必要な情報の提供に努めます。
- 社会福祉協議会では、様々な福祉ニーズに対応するため、行政および関係機関、福祉団体等との連携に努めます。





### 3 地域福祉推進のための体制を強化する

#### (1) 地域活動の推進と見守り体制の強化

##### 【現状と課題】

本町では、毎年、転入者が1,000人以上いる中で、隣組の常会等、地域活動への参加者が減少しており、近隣関係の希薄化が進んでいます。地域での見守り等については、隣近所、地域の協力が不可欠であり、日ごろの近所づきあいや地域活動を充実していくことが大切です。

##### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 地域の要援護者の把握や支援体制、見守り体制等は、隣近所の目が必要である。隣人の事すら解らない事が多い中で、月1度の常会等が、やはり最低限必要と思われる。回覧、文書の配布、集金、雑談等の中での情報の交換等、人とのつながり（絆）を逃さない様にする必要がある。
- 自治会、隣組で見守るという考えでいく事が、地域での福祉推進の充実になると思う。
- まずは近所づきあい、「あいさつ」がスタートである。
- 自治会・町内会の活動の充実や祭りなど地域の催しにより、地域の世代間交流を図り、福祉・防災・防犯に住民参加の環境づくりを推進していくことが大切と思う。
- 吉田町笑顔いっぱい運動の推進により、声掛け安全ベスト着用者が増え、犯罪防止の効果が出ている。

##### 【取組の方向】

地域での助けあい、支えあいを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。



### 【町の取組】

施策	内容	担当
自治会活動の推進	自治会等の地域組織や団体の活動を支援し、地域活動の活性化に取り組む。	総務課
コミュニティ施設の整備・充実	コミュニティ活動の拠点となる地区集会所の整備を支援し、コミュニティ活動の活性化を図る。	社会教育課 企画課
吉田町笑顔いっぱい運動	黄色ベストを着用し、児童・生徒の登下校時間帯に通学路や交差点に立ち、あいさつや声かけ等をしながら子どもたちを見守る。 また、小中学校と連携し、地域の大人と子どもたちが関わる場を設ける。	教育委員会事務局
高齢者見守りネットワーク事業の充実	民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、シルバー人材センターなどの関係団体、新聞、郵便、電気、ガス、水道、宅配などの事業所、福祉サービス事業所、医療機関、消防署や警察署などの関係機関と行政が協力・連携し、日常生活や業務中において、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等の見守りを行う体制を強化する。	高齢者支援課
ホームレス実態調査の実施	河川、道路等を起居の場所として、日常生活を営んでいる人について適切な支援が行えるよう、実態の把握を行う。	社会福祉課

### 【住民・地域の取組】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
- 自治会、隣組に参加しましょう。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。



## (2) 地域福祉の担い手の育成

### 【現状と課題】

今後、団塊の世代の定年退職等により、地域との関わりができる人が増加することが予測されます。こうした人は地域福祉の担い手として期待できるため、ボランティア活動等への参加を促すことが大切です。ヒアリング調査や委員会においても、「どこで、ボランティア活動が必要なのか、どのような内容なのかなどの情報がわからない」といった意見もあり、ボランティアを必要とする人や内容、ボランティア団体に関する情報等、社会福祉協議会と連携し、具体的な情報を発信していく必要があります。

#### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- はつらつ講座にボランティアで参加しているが高齢者が元気でさそい合って参加して来る姿は素晴らしいと感じている。
- ボランティア活動については、今まで以上に、町民がボランティアに関心を持つよう、ボランティア活動の広報や講座開催の充実を図る必要がある。
- どこでボランティアが必要なのか、どのような内容なのかなどボランティアに関する情報の集約している場所がどこかわかりづらい。

### 【取組の方向】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行います。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
手話奉仕員の養成	聴覚障害のある人への理解を広め、手話奉仕員を養成するため、手話講座に関する周知を行いながら開催する。	社会福祉課
ボランティア活動に対する支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報提供や支援を必要とする人とボランティアとのコーディネート等、ボランティア活動に対する支援を行う。	社会福祉課 高齢者支援課

施策	内容	担当
地域教育推進事業やサロン活動を通じた地域福祉の担い手の育成	地域教育推進事業やサロン活動等へのボランティアによる参加を促す。また、活動している人に対し、自主的な運営ができるよう支援を行う。	社会福祉課 教育委員会事務局

### 【住民・地域の取組】

- ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する情報を集約するとともに、支援を必要とする人とボランティアとのコーディネートを行うなどボランティアセンターの強化を図ります。



### (3) 関係団体・機関との連携強化

#### 【現状と課題】

本町では、当事者団体をはじめ様々な地域福祉に関わる団体が活動しています。また、第1期計画期間中に、あつまりーナの整備など施設整備についても実施し、今後は特別支援学校も整備される予定となっています。福祉に対するニーズや問題は多様化している中、ニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが大切です。

#### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 福祉に関わる施設を整備する際は、実際に利用する人などに幅広く意見を聞いてほしい。
- 自治会、学校関係、福祉関係など全体での会合があってもよいと思う。



### 【取組の方向】

地域福祉に関わるニーズや問題を把握し、解決していくために、地域で活動している当事者団体や関係機関等の連携を強化します。

また、施設を整備する際には、町民の意見を幅広く伺うとともに、町内だけでなく近隣市町を含めた広域的な視点で検討していきます。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
窓口での当事者団体の紹介	当事者団体等への加入促進のため、窓口にて活動の紹介を行う。	社会福祉課
圏域等広域な視点による施設整備の推進	子ども、高齢者、障害のある人に関する施設整備については、町内だけでなく福祉圏域内で連携し、施設の整備検討を行う。	社会福祉課 高齢者支援課
社会福祉協議会の運営及び支援	社会福祉協議会の円滑な事業運営を実現するため、連携を密にし、助言・指導を行う。	社会福祉課
当事者団体への支援	当事者団体の活動に対する支援を行うとともに、ニーズを把握する。	社会福祉課

### 【住民・地域の取組】

- 各種機関や関係団体などとの連携を強めるなど、団体活動を充実しましょう。
- 積極的に福祉施設を活用しましょう。



## 4 地域で安心して暮らせるまちをつくる

### (1) 外出・移動支援の充実

#### 【現状と課題】

本町では、平成 23 年度から高齢者移動支援事業としてボランティアによる移動支援を行うなど、外出・移動支援の充実を図ってきました。今後、高齢化率も上昇していく中、外出や移動が困難な人が増加することが考えられ、引き続き、外出・移動手段等に関する支援を行う必要があります。

#### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 交通弱者の町内移動のための移動手段が必要である。

#### 【取組の方向】

高齢者の増加等、外出や移動が困難な人が増えることが予測されるため、引き続き、外出支援を行います。

#### 【町の取組】

施策	内容	担当
高齢者に対する移動支援	自力で外出することが困難となった高齢者に対し、ボランティアによる目的地への送迎を行う。	高齢者支援課
身体障害のある人に対する移動支援	障害のある人の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー料金の一部助成を行う。	社会福祉課
生活交通の確保対策	住民の通勤、通学、通院など、日常生活の足として欠くことのできない公共交通について、事業者との連携により利便性の向上や、バス路線の維持を図る。	企画課



## 【住民・地域の取組】

- 運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
- 障害者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。

## (2) 安全・安心な環境整備

### 【現状と課題】

本町では、高齢者や障害のある人等が利用しやすいように、公共施設のバリアフリー化を進めてきました。今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行う必要があります。

### 【取組の方向】

だれもが利用しやすい公共施設、道路や歩行空間とするため、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設等の整備を行います。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
公共施設のバリアフリー化	だれでも利用しやすい公共施設をめざすため、既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。	関係各課
ユニバーサルデザインの普及	住民に向けユニバーサルデザインの普及・啓発を図る。	企画課
交通安全対策の充実	交通事故に関する相談窓口の充実を図り、被害者への適切なアドバイスや事故多発箇所の迅速な把握と的確な処置・対応に努める。	総務課
高齢者に対する交通安全教室	町内の老人クラブ等を対象に高齢者の交通安全教室を開催し、地域全体で交通安全に対する意識の高揚を図る。	総務課



施策	内容	担当
外国人に対する交通安全教室	外国人が多く研修にきている企業を対象に、企業の外国人通訳の協力を得て、日本の交通事情を理解してもらい、地域の交通安全を図る。	総務課
通学路の整備	歩行者の安全を確保するため、通学路やスクールゾーンを重点的に、歩道の設置や整備を推進する。	都市建設課
道路環境の整備	交通弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人だけでなく、誰もが安心して道路を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した安全施設などの設置を推進する。	都市建設課

### 【住民・地域の取組】

- 不便な場所や危険な場所を自治会や町に知らせましょう。
- 地域の危険な箇所をみんなで確認しましょう。

## (3) 災害時や緊急時の支援体制の充実

### 【現状と課題】

東日本大震災の発生により、防災に関する意識は高まっており、本町においても津波対策をはじめとする防災対策の強化が重要となっています。被災直後は、行政も地域住民への対応が困難な状況となっている可能性があり、地域での支援体制の強化を図る必要があります。

また、災害時や緊急時の支援体制を強化するために、災害時要援護者支援者台帳への登録や救急医療情報キットの配布、救急連絡カード配布事業等の周知を図ることが大切です。





### ヒアリング調査や委員会における主な意見

- 住民と消防署、警察等の連携を密にすることが大切である。
- いざという時の各自の行動内容を確認したり、家具の転倒防止を行うなど、まずは、各家庭の防災意識の高めることが重要である。
- 防災訓練、津波避難訓練を繰り返すことが大切である。
- 災害時の避難支援については、関連の各課が連携を密にし、関係機関・団体と協議をしていく必要がある。

### 【取組の方向】

災害時や緊急時においては、地域の支えあい重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、災害時要援護者支援者台帳のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
災害時要援護者支援者台帳の整備	災害時に障害のある人、介護を必要とする人、高齢者などに対し、適切な援護ができるよう、災害時要援護者の把握を行う。 災害時要援護者支援者台帳への登録を促進するため、事業の周知を図る。	社会福祉課 高齢者支援課
災害時要援護者避難支援計画の作成	災害時において、迅速かつ的確に要援護者を支援するため、避難支援プランを作成する。	社会福祉課
救急医療情報キットの配布	ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、医療機関名、治療状況及び緊急連絡先などの医療情報を冷蔵庫に保管するためのキットを配布する。	高齢者支援課
救急連絡カードの配布	高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、緊急連絡先を記入し携帯するカードを配布する。	高齢者支援課



施策	内容	担当
消防団の運営	身近な地域の安全を守る消防団の運営を支援する。	総務課
津波ハザードマップ等の周知	津波ハザードマップ、津波避難計画及び地震防災ガイドブック等の周知を行い、一人ひとりが的確な行動がとれるよう支援する。	防災課
高齢者に対する防火・防災指導	女性消防団員等による高齢者独居世帯への訪問指導を実施し、防火・防災意識の高揚を図る。	総務課
家具転倒防止器具取り付けサービス	大規模地震に備え、希望する 65 歳以上の高齢者のみ世帯に対し、家具転倒防止器具の取り付けに対する助成を行う。	防災課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の、体調の急変や事故等の緊急時に、セキュリティサービスによる状況確認や、関係機関などへの連絡及び手配などを行う。	高齢者支援課
要援護者に対する火災報知機、自動消火器・電磁調理器の給付	在宅のねたきりやひとり暮らしの高齢者等に、火災報知機等の日常生活の安全を図る用具を給付する。 また、広報よしだやホームページ、FM島田、イベントの機会等、様々な媒体を通じて、事業に関する周知を図る。	総務課
防災訓練の参加の促進	災害時要援護者への支援方法を含め、地域における避難方法を共通で認識するため、災害時要援護者の防災訓練への参加を促進する。	社会福祉課 防災課
福祉避難所の確保	通常の避難所では避難生活が困難な災害時要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。	社会福祉課 防災課

### 【住民・地域の取組】

- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 災害時要援護者支援者台帳に要援護者、支援者として積極的に登録しましょう。
- 近所の人の顔が分かり合える地域づくりをしましょう。

## (4) 防犯活動の推進

### 【現状と課題】

近年、子どもや高齢者、障害のある人を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの犯罪が多発しています。

本町では、見守りネットワークや青色防犯パトロール等の防犯活動が地域で展開されており、引き続き、地域と連携した活動を行っていく必要があります。

### 【取組の方向】

高齢者や障害のある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯活動を支援します。

### 【町の取組】

施策	内容	担当
高齢者消費者被害防止のための見守りネットワーク	高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者等による消費者被害が増加していることを受け、日常の業務を通じて、高齢者の暮らしの変化や、被害の発見などに努め、高齢者消費者被害の拡大防止を図る。 また、チラシや講座、寸劇により、消費者被害防止のための啓発活動を行う。	産業課
防犯灯の整備	夜間の安全を確保するため、防犯灯の整備を行う。	総務課
防犯に関する意識の高揚	警察署・防犯協会と連携を図り、手口が巧妙化してきている振込詐欺や、悪徳商法に対応できる防犯対策を学ぶ。	総務課
青色防犯パトロール	青色回転灯装着車によるパトロールを実施し、地域の犯罪防止を図る。	総務課
ウォーキング・ボランティア	地域内ウォーキングをする際、パトロールを兼ねた散策をすることで、危険箇所、不審者等の発見に協力してもらい、地域の安全確保を図る。	総務課



### 【住民・地域の取組】

- 日ごろから防犯意識を高めましょう。
- 向こう三軒両隣のつきあいを大切にしましょう。
- ウォーキングをする際は、パトロールを兼ねて散策しましょう。





# 第5章

# 計画の推進

## 1 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報よしだやホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

## 2 障害者（児）福祉推進委員会における推進

本計画を推進するにあたり、行政、自治会、福祉、保健、関係団体等で構成する障害者（児）福祉推進委員会において、地域福祉施策の進捗状況の点検を行い、本計画の推進に努めます。

## 3 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。また、地域福祉の具体的な取組を進めるため、地域福祉活動計画を策定しています。今後、一層の連携強化を図り、各事業の推進体制を整備します。





# 参考資料

## 1 吉田町障害者(児)福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者及び障害児の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための吉田町障害者(児)福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉田町障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 吉田町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者(児)福祉施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 民生・児童委員
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日要綱第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。



## 2 吉田町障害者(児)福祉推進委員会名簿

氏 名	所 属	備 考
廣 川 慶太郎	吉田町民生児童委員協議会々長	副委員長
村 松 國 男	吉田町身体障害者福祉会々長	
曾 根 千鶴子	吉田町精神保健福祉会代表	
芝 安 司	吉田町手をつなぐ会育成会々長	
青 島 由美子	藤枝特別支援学校P T A 吉田地区代表	
櫻 井 郁 也	駿遠学園 児童指導員	
菅 原 小夜子	ハートケアセンターこころ所長	
栗 林 均	一羊会理事長	
長 澤 道 子	牧ノ原やまばと学園理事長	
三 輪 利 夫	吉田町社会福祉協議会々長	委員長
澤 渡 繁	ワークセンターさくら施設長	
鶴 見 宏	静岡県中部健康福祉センター 障害福祉課長	
落 合 勝 秋	吉田町自治会連合会々長	
桜 井 武 次	吉田町さわやかクラブ連合会々長	





### 3 用語解説

#### あ行

##### NPO

Non-profit organization の略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体。平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

#### か行

##### 協働

地域住民や町会・自治会、NPO 法人、社会福祉法人、事業者を含めた各団体、町が、地域の課題解決を図るため、お互いの特性を理解し、役割を明確にした上で連携、協力して活動すること。

##### 権利擁護

高齢者や障害者が自己の権利を十分表明することが困難な場合において、本人の意思に基づき、財産保全・管理や身上監護に関する選択や決定などができるように関係機関や様々な社会資源が本人を支援していくこと。

##### 孤独死

外傷、災害、中毒、自殺などの全ての外因死や原因不明死などの内、自宅で亡くなられた一人暮らしの方。

#### さ行

##### 災害時要援護者

災害時に一人では避難できない方、一人での避難に不安のある方。高齢者（ひとり暮らし高齢者、介護認定を受けている方など）、障害のある人、乳幼児、妊産婦、外国人など。



## 社会福祉協議会

社会福祉法に規定され、地域福祉を推進することを目的とする民間福祉団体。福祉サービスの提供をはじめ、行政の受託事業、ボランティアの啓発・組織化などを民間の立場から総合的に行う。

## 社会福祉法人

社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、同法により設立が認められている特別な法人。障害者や高齢者などを対象とした各種福祉施設を運営している社会福祉法人や保育所を運営している社会福祉法人などがある。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加を推進するために、虐待の防止や予防と早期発見の取組みを国や地方公共団体等に求め、養護者に対する支援等の施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障害者虐待を発見した者に対する通報義務を課す。虐待には身体のほか、性的、心理的、放棄・放任、経済的虐待がある。

## 生活困窮者

生活保護法上の扶助の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者、フリーター、ニートなど収入が少なく生活に困っている人。一部には、社会とのつながりを失い、孤立化の問題を含む。

## 生活保護

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮している国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図る制度。日本の公的扶助の中核的制度である。

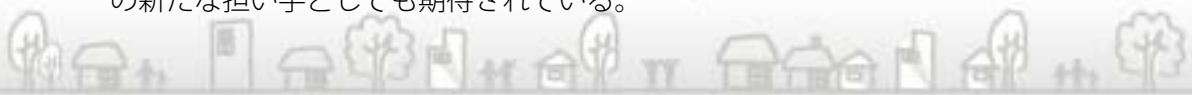
## 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

# た行

## 団塊の世代

一般的に第二次世界大戦直後の昭和 22 年～24 年までの第 1 次ベビーブームに生まれた世代。人口ピラミッドの中でも突出しており、人口統計上約 680 万人いるといわれている。平成 19 年（2007 年）から同世代の大量退職が始まっており、退職後、地域活動の新たな担い手としても期待されている。



## な行

### ニート

Not in Education, Employment, or Training の略。日本では若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち通学、家事を行っていない者）をいう。

### 認知症

一度獲得された知能が脳の気質的な障害によって低下したり、失われること。一般的に認知症は、記憶・記憶力、思考力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常を伴ってみられることが多い。

## は行

### バリアフリー

主に障害者や高齢者に対し、社会参加する上での支障となる物理的、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

### 避難支援プラン

大規模災害に備え、要援護者一人ひとりについて、その状況や緊急連絡先、支援者、避難所等、具体的支援計画を記したもの。共助の取組みとして、要援護者の近隣の地域支援組織で作成する。

### 福祉避難所

一般的な避難所生活が困難な要援護者に対し、福祉施設、介護施設、病院等を活用し、一時的に受け入れ保護する施設。

### ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。

## ま行

### 民生・児童委員

民生委員・児童委員の略。民生委員は、民生委員法に基づき各区市町村に置かれる民間の奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年である。子育てに悩む人、生活に困っている人、高齢者・障害者などの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所など各関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行う。民生委員は、児童及び妊産婦の保護などを行う児童委員を兼ねる。また、区市町村には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が配置される。

## や行

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル（普遍的な、全体の）という言葉が示しているように、年齢や障害など特定の人だけを対象とせず、見た目、機能を含め、最初から可能な限り全ての人々が利用しやすく設計すること。

## ら行

### ライフステージ

就学、就職、結婚、出産、子育て、退職後など、人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

### リーマンショック

2008年9月15日、アメリカ合衆国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻とその副次的影響により世界的金融危機（世界同時不況）の引き金となった一連の出来事。



## 吉田町 第2期地域福祉計画

発行年月 : 平成25年3月

発行 : 吉田町

企画・編集 : 吉田町社会福祉課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

電話 0548-33-2104

FAX 0548-33-0361

ホームページ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/>